

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

令和4年7月11日

条例第33号

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例をここに公布します。

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 土砂等の盛土等の許可等（第8条—第26条）

第3章 土砂等搬入禁止区域（第27条—第29条）

第4章 雑則（第30条—第35条）

第5章 罰則（第36条—第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を除く。）をいう。
- （2）盛土等 盛土、土地の埋立てその他の土砂等の堆積を行う行為をいう。
- （3）崩落等 崩落、飛散及び流出をいう。
- （4）盛土等区域 土砂等の盛土等の用に供する土地の区域をいい、当該土砂等の盛土等のために設けられる通路、排水施設その他の施設がある場合にあつては、これらの施設がある土地の区域を含む。

（土砂等の盛土等を行う者の責務）

第3条 土砂等の盛土等を行う者は、土砂等の盛土等を行うに当たっては、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（土地の所有者の責務）

第4条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の盛土等が行われないうよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

（土砂等を発生させる者の責務）

第5条 事業活動に伴って土砂等を発生させる者は、その事業活動により発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が不適正な土砂等の盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努めなければならない。

2 土砂等を発生させる者は、発生させた土砂等による盛土等が行われる場合にあつては、当該土砂等の盛土等を行う者に対し、当該土砂等による盛土等が適正に行われるために必要な情報の提供その他必要な協力を行わなければならない。

（県の責務）

第6条 県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図るために必要な施策を総合的に推進するものとする。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村と相互に情報を共有することにより、土砂等の盛土等の状況を把握し、市町村が土砂等の崩落等による災害の発生の防止に関する施策を実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

第2章 土砂等の盛土等の許可等

(土砂等の盛土等の許可)

第8条 土砂等の盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の盛土等については、この限りでない。

- (1) 土砂等の盛土等を行う土地の面積が3,000平方メートル未満かつ土砂等の盛土等を行う高さが5メートル未満である土砂等の盛土等（当該土砂等の盛土等を行う土地を含む一団の土地の面積が3,000平方メートル以上又は土地の高さが5メートル以上となるものを除く。）
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が発注し、又は自ら行う土砂等の盛土等
- (3) 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等の処分その他の行為による土砂等の盛土等であって規則で定めるもの
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の盛土等
- (5) その他規則で定める土砂等の盛土等
(盛土等区域の土地の所有者の同意)

第9条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

(周辺の住民に対する説明会の開催等)

第10条 申請者は、当該許可の申請日から起算して30日前までに、規則で定めるところにより、盛土等区域の周辺地域の住民に対し、次条第1項又は第2項の申請書（以下この項及び次項において「申請書」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催するものとする。ただし、申請者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を盛土等区域の周辺地域の住民に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 説明会に係る許可申請の内容について、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地から意見を有する周辺地域の住民は、当該説明会の開催の日（前項ただし書に規定する説明会を開催することができない場合にあっては、申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じた日）から許可申請の日までの間に、当該申請者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- 3 申請者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

(許可の申請)

第11条 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 土砂等の盛土等の目的
- (3) 盛土等区域の位置
- (4) 土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (5) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量
- (6) 土砂等の盛土等を行う期間
- (7) 土砂等の盛土等の施工を管理する者（第15条において「管理責任者」という。）の氏名
- (8) 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画
- (9) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、土砂等の盛土等が当該土砂等の盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行われるものである場合には、申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項
- (2) 年間の土砂等の盛土等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量
- (3) その他規則で定める事項

3 前2項の申請書には、第9条の同意を得たことを証する書面、前条第2項の意見書、同条第3項の書面、盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（市町村長の意見の聴取）

第12条 知事は、第8条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該事業の実施に関し土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止に係る市町村の長に通知し、期間を指定して、当該市町村長の土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止の見地からの意見を聴かななければならない。

（許可の基準等）

第13条 知事は、第8条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第18条第3項又は第23条第3項の規定による必要な措置を講じていない者（イに掲げる者を除く。）

イ 第22条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

ウ 第23条第1項の規定により許可を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者

（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。キ及びクにおいて同じ。）であった者で当該取消の日から3年を経過しないものを含む。）

エ 第23条第2項の規定により土砂等の盛土等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 土砂等の盛土等の施工に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからカまでのいずれかに該当するもの
ク 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの
ケ 個人であって、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 申請者が、申請に係る土砂等の盛土等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有すること。

(3) 第9条の同意を得ていること。

(4) 第11条第1項第8号の計画で定める土砂等の盛土等を行う土地及び土砂等の堆積の形状並びに土砂等の盛土等に供する施設の構造が、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める基準を満たしていること。

(許可の条件等)

第14条 第8条の許可には、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 第8条の許可を受けた者は、前項の規定により条件が付されたときは、その内容を当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(管理責任者の設置)

第15条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る盛土等区域ごとに、管理責任者を置かなければならない。

2 第8条の許可を受けた者は、管理責任者に、当該許可に係る盛土等区域における土砂等の崩落等による災害の発生の防止のために必要な施工の管理をさせなければならない。

(標識の掲示等)

第16条 第8条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の盛土等が行われている間、当該許可に係る盛土等区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等を行う土地について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(土砂等管理台帳の作成等)

第17条 第8条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の盛土等に使用した土砂等の量（当該土砂等の盛土等が盛土等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあつては、土砂等の搬入及び搬出の量。次項において同じ。）その他規則で定める事項を記載した台帳（以下「土砂等管理台帳」という。）を作成しなければならない。

2 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等に使用した土砂等の量その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

(土砂等の盛土等の完了の届出等)

第18条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等を完了し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、その旨その他規則で定める事項を、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の盛土等が第8条の許可の内容（第14条第1項の規定により条件が付された場合にあつては、当該条件を含む。次

項において同じ。)及び第13条第4号に掲げる基準に適合しているかどうかを確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、第8条の許可の内容及び第13条第4号に掲げる基準に適合せず、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(変更の許可等)

第19条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可(以下「変更の許可」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容

(3) その他規則で定める事項

3 第9条、第10条、第13条及び第14条の規定は、変更の許可について準用する。この場合において、第9条中「当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項第1号及び第2号」とあるのは「第19条第2項各号」と、第10条第1項中「次条第1項又は第2項」とあるのは「第19条第2項」と読み替えるものとする。

4 第8条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(譲受けの許可)

第20条 第8条の許可を受けた者から当該許可に係る事業を譲り受けようとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(以下「譲受けの許可」という。)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 第8条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(3) その他規則で定める事項

3 第9条及び第13条の規定は、譲受けの許可について準用する。この場合において、第9条中「当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあつては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあつては同項第1号及び第2号」とあるのは、「第20条第2項各号」と読み替えるものとする。

4 譲受けの許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第8条の許可を受けた者の地位を承継する。

(地位の承継)

第21条 第8条の許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、当該許可を受けた者の地位を

承継した者は、当該承継があった日から30日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 第8条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他規則で定める事項

2 前項前段の規定により第8条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に当該承継の事実を通知しなければならない。

（土砂等の盛土等を行う者に対する命令）

第22条 知事は、土砂等の盛土等に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の盛土等に係る第8条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

2 知事は、第8条、第19条第1項又は第20条第1項の規定に違反して土砂等の盛土等を行った者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第18条第3項又は次条第3項に規定する者が土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置を講じないとき（第1項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。）は、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 知事は、第8条の許可を受けた者に係る土砂等の盛土等が、第13条第4号に掲げる基準に適合しないと認めるとき（第1項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。）は、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

（許可の取消し等）

第23条 知事は、第8条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第8条の許可、変更の許可又は譲受けの許可を受けたとき。
- (2) 第13条第1号のオ又はカに該当するに至ったとき。
- (3) 第13条第1号のキからケまで（同号のオ又はカに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 第8条の許可を受けた日から起算して3年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の盛土等に着手しないとき。
- (5) 正当な理由なく1年以上引き続き第8条の許可に係る土砂等の盛土等を行わないとき。
- (6) 前条及び次項の規定による命令に違反したとき。

2 知事は、第8条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の盛土等の停止を命ずることができる。

- (1) 第14条第1項の規定により付された条件に違反したとき。
- (2) 第19条第1項の規定により変更の許可を受けなければならない事項を変更の許可を受けないで変更したとき。
- (3) 第15条から第17条までの規定に違反したとき。

3 第1項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等管理台帳等の保存)

第24条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の盛土等について、第18条第2項の規定による通知を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から5年を経過する日までの間、当該許可に係る土砂等管理台帳及びこの条例に基づいて知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認)

第25条 第9条(第19条第3項及び第20条第3項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

2 第9条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第8条の許可又は変更の許可の内容(第9条の同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。)と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

(土地の所有者に対する勧告及び命令)

第26条 知事は、第22条(第2項を除く。)の規定による命令(土砂等の盛土等の停止の命令を除く。)をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第9条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認を怠った者(当該確認を行うべき時期において、第8条の許可又は変更の許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。)

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第3章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第27条 知事は、盛土等区域(土砂等の盛土等を行う土地の面積が3,000平方メートル未満かつ土砂等の盛土等を行う高さが5メートル未満である土砂等の盛土等が行われるものを除く。)において土砂等の盛土等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該盛土等区域を、6月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4 知事は、第1項に規定する土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する場合において、同項に規定する指定の事由が引き続き存すると認められるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長の意見を聴いた上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。

- 5 知事は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(土砂等の搬入の禁止)

第28条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。ただし、災害の発生を防止するために必要な措置であると知事が認めるときは、この限りでない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第29条 知事は、土砂等搬入禁止区域について第27条第1項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第4章 雑則

(報告徴収及び立入検査等)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の盛土等を行う者、土砂等を発生させる者、盛土等区域の土地の所有者その他の関係者に対し、当該土砂等の盛土等に係る施工の状況等について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の盛土等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の盛土等に関係のある場所に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 第27条第7項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(公表)

第31条 知事は、この条例の規定に基づく命令又は許可の取消し（以下この項において「命令等」という。）を行ったときは、当該命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該命令等の内容を公表することができる。

- 2 知事は、第28条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等を搬入した者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(許可等に関する意見聴取等)

第32条 知事は、第8条の許可、変更の許可又は譲受けの許可をしようとするときは、第13条第1項第1号の力からケまでのいずれかに該当する事由（同号のキからケまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号の力に係るものに限る。次項において同じ。）の有無について、警察本部長の意見を聴くものとする。

- 2 知事は、第23条第1項又は第2項の規定による処分をしようとするときは、第13条第1項第1号の力からケまでのいずれかに該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係市町村その他関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第33条 第8条の許可を受けようとする者は、手数料5万5,000円を納めなければならない。

2 変更の許可を受けようとする者は、手数料3万4,000円を納めなければならない。

3 譲受けの許可を受けようとする者は、手数料3万4,000円を納めなければならない。

4 既に徴収した手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市町村の条例との関係)

第34条 土砂等の盛土等に関し、市町村の条例によりこの条例の規定に基づく土砂等の崩落等による災害の発生防止と同等以上の効果が図られるものと知事が認め、規則で定めるところにより公示したときは、当該市町村の区域においては、この条例の規定を適用しない。

2 前項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされた市町村の区域において現に第8条、第19条第1項又は第20条第1項の規定により許可を受けて行われている土砂等の盛土等については、前項の規定にかかわらず、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(補則)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条、第19条第1項又は第20条第1項の規定に違反して、土砂等の盛土等を行った者

(2) 偽りその他不正の手段により第8条の許可、変更の許可又は譲受けの許可を受けた者

(3) 第22条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第3項又は第4項の規定による命令に違反した者

(2) 第23条第2項の規定による命令に違反した者

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第28条の規定に違反して、土砂等の搬入をした者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第1項の規定に違反して、同項の土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(2) 第17条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

(4) 第30条第2項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第18条第1項又は第19条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第24条の規定に違反して、同条に規定する土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者

(両罰規定)

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第36条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の盛土等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して6月間（当該期間内に第13条の規定による不許可の処分又は第23条第1項の規定による第8条の許可の取消しの処分があったときは、これらの処分があった日までの間）は、第8条の規定にかかわらず、引き続き土砂等の盛土等を行うことができる。その者がその期間内に同条の規定による許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。